

令和5年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第72号

令和5年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月19日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年5月31日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月2日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
10番 白 川 皆 男	11番 大 西 樹
12番 松 下 一 美	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 1名

9番 三 好 郁 雄

会議録署名議員の指名議員

15番 川 原 茂 行 1番 真 鍋 泰二郎

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長補佐	松坂真人	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

三好郁雄議員より欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、15番、川原茂行君、1番、真鍋泰二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

4番、常包恵君、質問を許可します。

○常包恵議員 おはようございます。2日目の一般質問、私で6人目となりますが、よろしく願いいたします。

今日、町内の方が、老人会の方が傍聴にもお見えいただいております。この雨の中、本当にありがとうございます。

そして、本当に今日、今、雨が、私も起きたとき、家を出る頃に急に強くなりまして、町内にも警報が出ているようであります。また、昼過ぎまで強い雨が降るといような予報も出されておりますので、雨に慣れていない香川県民ですので、十分注意して行動したいと思っておりますし、町民の方もお気をつけいただきたい。そしてまた、被害がないことをお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。私は今回、障害者の自立支援ということで質問をさせていただきます。

今年度の施政方針の中で取り上げられておりました地域福祉計画、そして障害者福祉計

画、障害福祉計画というような策定作業が今年度行われる予定をしているということが載っておりました。今、言うた計画の名前、名前だけでは非常に分かりにくいです。それぞれの計画の位置づけ、役割、関係などを御説明いただきたいと思います。

また、5月の教育民生常任委員会の中で、地域福祉計画の計画策定のスケジュールが示されましたが、委託業者といますか、お手伝いいただくコンサル業者の方が決まるのが6月、第1回の策定委員会が7月、アンケート調査が7月から8月、そして11月、12月に策定委員会が開かれると。そして年内にはパブリックコメントで町民の方の御意見も伺って、計画がほぼ決まるというようなスケジュールだそうです。

同時に示されました高齢者の福祉計画や介護保険の事業計画は、昨年からアンケート調査も行われて、2年間かけてつくられる予定となっております。

しかし、今、私が言った最初の三つの計画は、約半年での計画策定ということになりまして、委員の皆さん、執行部の皆さんが議論をし、考える時間が非常に短いのではないかと思うんですけど、その辺、最初にどのようにお考えかお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの地域福祉計画と障害者福祉計画、障害福祉計画策定までの期間が短くないのかについての御質問にお答えいたします。

今年度は、地域福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定を予定しており、障害者福祉計画につきましては、6年ごとの見直しで、次回は令和9年までに策定することとなります。

まず、それぞれの計画の法的な位置づけについてですが、地域福祉計画につきましては、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、計画期間につきましては、他の計画との調整が必要であることからおおむね5年とし、地域の実情に応じて計画期間の変更や見直しが可能とされております。

さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画でもあり、町総合計画基本目標の柱の一つである「自ら学び、支えあうまち」を実現するための、福祉に関する基本計画とも言えます。

本計画の策定に当たりましては、住民へのアンケート調査及び各種団体へのヒアリングを実施予定としておりますが、そのような過程において住民から出された課題に対して、町が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや、推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本的な役割を担うものと考えております。

また、高齢者福祉や障害者福祉など個別分野の具体的な施策展開は、この計画と整合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業展開するものでございます。

なお、前回の地域福祉計画の実施に当たり、社会福祉協議会が別途で地域福祉活動計画を策定しておりましたが、地域福祉の推進に当たり、町全体の理念や仕組みをつくる計画

が「地域福祉計画」で、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動の在り方を定める計画が「地域福祉活動計画」であり、一体的に進めることが極めて重要であることから、今回は本計画と併せた一体的な策定を行います。

次に、障害者福祉計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者のための施策に関する基本計画であり、障害者施策全般の基本的な指針を定め、町における障害者に対する施策・事業を全体的に把握し体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、住民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる計画です。

一方、障害福祉計画、障害児福祉計画につきましては、国の基本方針に基づき、障害のある方、また障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障害者計画の実施計画に当たるものでございます。

今回、計画期間が満了する「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児計画」を、国の基本方針に基づきながら、これまでの計画の進捗状況及びサービス利用状況を踏まえ、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児計画」として一体的に策定をいたします。

さて、常包議員より御指摘がありました策定までの期間が短いという点についてですが、障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては、3年ごとに見直される国の基本方針に沿って町の計画を見直すこととなります。今回は、今年度5月に国の基本方針の改定が出されたところです。国の改定を待ってからとなりますので、必然的に単年での策定を強いられることとなってしまいます。

地域福祉計画につきましては、地域創生ソフト事業交付金の内示を受けている関係上、単年度で完了させる必要があります。前回5年前にも交付金によって策定した経緯から、今回も同様に申請を行ったところですが、交付額がかなり減少する見込みとなりました。前回の計画策定に要した予算総額512万円のうち、500万円の国の補助金が交付されましたが、今回は122万円の内示となっています。近隣市町では、国の補助金をもらわずに2か年で策定するところもありました。

福祉保険課では、地域福祉計画のほか、今年度中に、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画、国民健康保険第4期特定健康診査実施計画、第3期保健事業実施計画と多くの策定が必要であり、非常にタイトなスケジュールに大変苦慮していますので、次回の福祉計画策定におきましては、国の補助金を貰わずに十分な策定期間を設けて実現を目指したいと考えております。

次に、策定委員についてですが、計画の策定に当たり、幅広い視野と専門的な見地からの意見を反映させるために、策定委員会を設置し、保健・医療・教育・福祉関係者、行政関係者、障害者等、様々な分野から策定委員をお願いしているところでございます。

なお、前回の地域福祉計画では、障害者御家族等から策定委員1名の御協力をいただいておりましたが、今回は身体障害者から1名、知的障害者御家族から1名の2名に御協力

をいただけるようお願いをしているところでございますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。大変多くの計画、いろんな分野の計画が、国からの要請も含めてあって、つくらなければならないという事情もあろうかと思いますが、先日、計画がたくさんあり過ぎて、各自治体では大変だというような声も新聞では載っておりました。

ただ、つくる限りにおいては、きちんと成果があるようによろしくお願をしたいと思っておりますし、次回は2か年かけてすることも検討したいということでありますので、よりよい計画になるように、よろしくお願したいと思っております。

それで、若干、策定委員のことも触れられましたが、教育民生常任委員会、先ほど言いました5月にあった会では、議長や議員の参加要請もあったんですが、どのような立場で議員、議長が委員になるのか。そもそも議員の参加は必要なかどうか。地域福祉計画の策定委員は、前回であれば15名であります。そのうち議長と教育民生常任委員長2名も議員が前は策定委員になっていたんですね。

私は、議員というよりは、議員は16名いるわけですから代表でそうになっていただくのもあると考えられますけれど、やっぱり議員それぞれのお考えもありますので、議員が計画づくりというのはいかなものかなど。聞きますと、議員と執行部の中で計画づくりの委員委員会や審議会には、法令に基づく以外は議会の代表は代表を控えるというような申合せが議会と執行部の間でできているというふうにお聞きをしています。

それで、そういうことも踏まえて、この策定委員、若干その障害各団体の代表者を入れるということをお話がありましたが、もう一度、委員の中で議会の関係について、どのようにお考えなのかお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

議会議員の策定委員への選任ですが、どの計画につきましても、地域に内在する様々な地域課題、社会福祉資源等について総合的な観点から検討し、有識者、関係団体など幅広い町民の意見を反映する必要があります。

その中で、議会議員にも策定委員に入ってもらい、幅広い意見を伺う予定としておりましたが、教育民生常任委員会などで御説明申し上げ、さらに多くの議員の皆様より、御意見を広く求めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、今後は、地域福祉の主役である地域住民の皆さんの幅広い層から意見を伺い、これからのまんのう町の地域福祉施策に反映させるために、公募による策定委員も検討したいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

議会の代表は委員には入らないほうが私はいいと思っておりますし、従来の申合せがあると

聞きをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員の声、当然それぞれの地域の声を拾っていると思ひます。そのことはまた、計画がある程度煮詰まったり、中間的な部分で全員協議会なり、それぞれの委員会の中で、執行部からの御報告をいただく中で、私たちの意見もそこで反映できたらいいのではないかと私は思っております。計画の策定の仕方について、改めてよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それでは、次の項目ですが、障害者団体設立への支援について、お伺いをいたします。

まんのう町には障害者に係る団体がないように思ひます。障害には身体、精神、知的、いろいろ障害がありますが、種別がありますけれど、身体障害者団体であれば、公益財団法人香川県身体障害者団体連合会というのがあります。そこに加入をしている市町の組織は、6市6町、県内九つの町のうち6町で組織があり、加入をしているようであります。

組織があれば、障害者当該者の方の思いや悩みを直接伺うことができますし、そのことを政策へ反映することができるのではないのでしょうか。そして障害者の方、当該者の方々も社会生活を営む上で、様々な悩みや御苦勞、そしてそれに対する対応などの交流を図ることができ、今後の生活を充実させていく、少しでも安心して暮らすことができるようになるのではないかと私は思ひます。

まんのう町として、今回のような今、計画づくりのお話がありましたが、計画づくりにおいて、貴重な意見や率直な意見、当事者の御意見を集約し、そして計画に反映していくことができるのではないかと思ひます。現在の福祉計画にはそのような組織づくりがあまり書いておらないんでないんですが、今後、組織づくりを町として支援していくことはできないのでしょうか。

そして、町民の中で、障害者手帳をお持ちの方はどのくらいおいでなのか、併せてお示しくください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、障害者手帳の中には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の三種の種類がございます。令和4年度末のまんのう町での手帳保持者数は1,169人で、町民の6.6%の方が手帳を持っております。

内訳といたしましては、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される身体障害者手帳896名、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される療育手帳162名、一定程度の精神障害の状態にあることを認定した精神障害者保健福祉手帳111名となっております。

さて、障害者団体設立への支援についてですが、合併前は旧町単位の団体がありましたが、実際の事務は当時の町職員が行っておりました。合併に向けて主体的に活動していただけるよう、話合ひの場を何度も提供しましたが、皆さんやってほしい思いはありましたが、なかなか上に立ってやっていただける方がおらず、結局、まんのう町としての団体は

立ち上がり、しばらくの間、旧町単位での活動をされていました。その後、世話役をしていただける方の確保も困難となり、現在では旧町単位での活動も休眠状態となっています。

町といたしましても、障害者団体設立に向けて手を挙げていただける方がいらっしゃれば、できる限りの協力はさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ちょっとここで紹介をしたいと思うんですが、先月、私、丸亀ロータリークラブの主催で元厚生労働事務次官の村木厚子様の講演会がありました。それを聞く機会があったんですけど、その講演の中で小児科医の熊谷晋一郎さんの言葉が紹介をされました。「『自立』とは、依存しなくなることだと思われがちです。でも、そうではありません。依存先を増やしていくことこそが自立なのです。これは、障害の有無にかかわらず、全ての人に通じる普遍的なことだと私は思います」との言葉が紹介をされました。

熊谷先生は生後間もなく高熱が理由で脳性麻痺になり、車椅子の生活ですが、現在、東京大学先端科学技術センターで障害と社会の関係について研究をされております。

ある雑誌の熊谷先生へのインタビューの中で、東日本大震災のとき、私は職場である5階の研究室から逃げ遅れてしまった。なぜかというと、エレベーターが止まったからです。そのとき、逃げるということを可能にする依存先が自分には少なかったことを知りました。エレベーターが止まっても、ほかの人は階段やはしごで逃げられます。5階から逃げるという行為に対して、三つも依存先があります。ところが私にはエレベーターしかなかった。これが障害の本質だと思うんです。つまり障害者というのは、依存先が限られてしまっている人たちのこと。健常者は何にも頼らずに自立していて、障害者はいろいろなものに頼らないと生きていけないというふうに勘違いをされている。けれども真実は逆で、健常者は様々なものに依存できていて、障害者は限られたものにしか依存できていない。依存先を増やして、一つ一つへの依存度を浅くすると、何にも依存していないかのように錯覚します。健常者であるというのは、まさにそういうことでもあります。世の中のほとんどのものが、健常者向けにデザインをされており、その便利さに依存していることを忘れてるわけですと、このようにお話しされておりました。

町全体の組織とは別に、障害の種別ごとの交流ができるようになれば、私はもっともって一人一人の生活不安が取り除かれていくということも可能だと考えます。

さきの県の障害者団体の中に、香川県喉友会、喉頭がんで声帯を除去して声が出しにくくなった方の団体があります。県の組織に加盟をしております。その団体は現在は町内の方がお世話をしております。私も直接お話を伺いに行きました。生活相談や、また声を出す訓練指導をされているそうです。町内に、近くにたまたまおいでたのでお聞きしてきました。ハンディキャップが多い社会生活の中で、当事者の方はどうしても外出が少なく

なるということを訴えておりました。

地域で、社会で自分らしく暮らしていくことを目標としている今回の計画づくり、まんのう町で6.6%の方が手帳をお持ちだと。手帳は高齢者になっては新規には発行されませんから、不自由な方ってというのはもっと多いわけですね、介護認定の方も含めると。そういう方々が自分らしく暮らしていけるということを目標にしている今回の計画づくりに当たって、先ほど精いっぱい努力をされるというふうなこと表明をいただきましたが、もし今の御紹介したお話も受けて、思いが、お考えになる点がありましたらお示しいただけたらと思うんですが。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

障害者の生活の悩み、不安解消に向けて、当事者同士の交流ができる団体育成に助言・支援については、平成24年度に県が障害者相談員設置要綱を制定したことにより、まんのう町及び中讃地域でも要綱を制定し、まんのう町では3名の方が相談員として任命されております。

議員御指摘のように、障害者の方の思いや悩みを直接会って話を伺えるよう、相談会等の予定をしていましたが、コロナ感染症の流行により、なかなか実施ができていない状況となったところでございます。今年度になり、ようやく実施の方向になったところでございます。

オフトーク放送や広報、町ホームページでも周知を行い、第1回目の相談会を5月に実施をいたしました。相談員として来ていただいた方もいろいろな立場から話ができるよう、いろいろと下準備をしてきていただいたのですが、残念ながら今回は相談者がありませんでした。今後も引き続き広報等で周知をしながら、住民の方に気軽に利用していただけるよう障害者、相談員さんと一緒に進めてまいりたいと思います。

また、今年度策定いたします障害福祉計画、障害児福祉計画におきましては、障害者相談員3名の方に、策定委員として計画づくりに加わっていただきます。相談員として実際に障害者の方、またその家族と関わる上で感じた様々な問題や課題への解決策を、計画に反映できるよう協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ障害者の方の自立支援に向けて、御助力をよろしく願います。

続きまして、後期高齢者保険加入者の重度心身障害者医療助成制度、ちょっとややこしい、長くなりましたが、お伺いをいたします。

障害者の医療の助成制度、重度心身障害者医療助成制度、今は福祉医療助成制度というふうに条例上は一本化されましたが、身体障害者手帳であれば4級以上の手帳をお持ちの方は医療費を無料にするという制度です。

このときの病院で払わなければいけない自己負担分は、受診をした医療機関が町へ請求をし、町が医療機関へ支払うという、いわゆる現物給付とされています。当事者はお金のやり取りをしなくていいということです。

しかし、75歳以上の後期高齢者、障害者であれば65歳以上になるかもわからないけれど、そういう後期高齢者医療保険に加入した場合には、自己負担分を医療機関で一旦支払って、数か月後に町から本人に振り込まれる償還払い制度となっております。町のパンフによりますと、「後期高齢者医療保険の方は、医療機関の窓口で医療費を負担していただく必要がありますが、最終的には負担した医療費が全額戻ってきます。」、このように書かれております。

若いうちは現物給付、高齢になると立替えをしなければならない償還給付、何か高齢になってサービスが低下しているように私は思うんですが、現在の仕組みについて、今、私が言いましたけど、もう一度、分かりやすく説明をいただきたいと思います。

そして、まんのう町と同じような方法の近隣の市町はどんな感じになっとるのか。

先ほど町内で1,169人、障害者手帳をお持ちの方は全体でそんだけいるということですが、後期高齢者保険に加入している方で障害者受診医療に該当する方は何名おいで、昨年、令和4年度であれば何件、金額で幾ら助成をしたのか、お示しをください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町における後期高齢者医療保険加入者で重度心身障害者医療助成制度の該当者は240名で、昨年度は2,153万円の振込みを行っております。

香川県における後期高齢者医療保険については、香川県後期高齢者医療広域連合が運営しており、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に、療養の給付を受ける者は、自己負担金分を医療機関に支払わなければならないとあり、香川県下において現物給付としている自治体はありませんが、他県では現物給付を行っているところがありますので、現物給付の実施は可能と思います。

香川県後期高齢者医療広域連合によりますと、平成26年に香川県でも現物給付についての協議が行われましたが、システム改修費が多額にかかることや、窓口での自己負担が発生しなくなると通院回数が増え、自治体の医療費等の負担額増加につながることから、現物給付に至らなかったとのことです。

香川県高齢者医療広域連合の議会には、まんのう町議会から教育民生常任委員会の委員長さんが選出されていますので、高齢者の利便性を考えると、現物給付の協議に向けた要望を再度行ってもよいとは思いますが、増え続けている医療費、それを担う保険料をいかに抑えるか、香川県、また、まんのう町の1人当たりの医療費は全国的にも高いことを考えると、教育民生常任委員会等で慎重に協議いただいた上で、まんのう町の意見として、香川県後期高齢者医療広域連合議会への要望、また、町長から県知事への要望等の検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。確かに法律では、後期高齢者に関する法律にそう書いておりますが、私たち一般、普通の国民健康保険法にも同じようなことは、負担金を払うということは書いているわけです。しかし、福祉制度、福祉医療費ということでは現物給付に香川県内は統一されてきたという経緯があるかと思えます。

ですから、私も障害者の方にお聞きをしまして、当選して間もなくの頃。75歳以上の方は1割負担です。だから金額は非常に少ないです、1回ね。だから病院で用紙をもらって証明をしてもろて、そしてそれを役場へ持って行って、初めて返ってきてたんですね。だから面倒くさいという方が、体が元気やったらいいけど、不自由な方が証明をもらって役場へ持って行って初めて還付をされるという、面倒くさいわということで、してなかったということをお聞きをしていました。

お話をする中で、やり取りする中で、そういうふうには今は回り回って還付はされているわけですが、ただ、この制度は、まんのう町として本人が1割、2割を払ったということは確認できてないと思うんですね。医療機関の窓口で払ってなくても、後期高齢者医療からデータをもらって自動的に本人に便宜上、支払っていると。病院の窓口で払わない人は少ないだろうと思いますが、そういう医療機関での支払いの確認はできていない。ちょっと制度的には不備もあるんじゃないかと私は思っています。

私も調べたところでは、埼玉県ふじみ野市、群馬県安中市、福島県会津若松市など、自己負担をしなくてもいい、立替えをしなくていい制度になっているところもあるようですので、県内、またまんのう町が引っ張っていただけて議論をいただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、もう少し具体的な事例でお考えをお尋ねをしたい。障害者活躍推進計画というのを策定をされておるわけですが、その中での議論について、お伺いをしたいと思っています。

その中の一つ、障害者枠での職員採用の問題についてお伺いをします。

町のホームページの中で、障害者活躍推進計画というのがホームページの中に載っています。その中で、令和元年、障害者雇用促進法が改正され、国の指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」、長いですね。これが障害者活躍推進計画ということだそうですが、を作成することになったと。そして続けて、「法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用を継続的に実施して、障害者を含めた全ての職員が職業生活において、活躍できる職務環境となるよう、別添の本計画のもと、更なる体制整備や各種取組を進めていく」ということが併せて書いております。

現時点で町の障害者雇用率、そしてその雇用率にカウントされている障害者の任用区分について説明をお願いします。

これまで私は一般質問や委員会の中で、障害者枠での正規採用職員の募集を求めてまいりました。今、まんのう町では大卒の一般行政職、保育教諭の採用試験が公表されてお

ます。今年度、障害者枠での採用試験を行う考えはありますか。

県内市町の状況も私、聞いてみると、電話やホームページで紹介をしていました。琴平町では今年1名の合格を出したそうではありますが、残念ながら、その方はほかにも受かって、ほかへ就職したと。土庄町は今年2名、障害者の方を採用した。今までずっと障害者枠の募集をしてきた。それで今年2名採用できた。多度津町は、そういう別枠の募集はしてるけど、まだまだ採用がなかなかうまくマッチできてない。宇多津も採用には至っていないけれど、宇多津は一次募集で募集がうまくできなかったのもので二次募集もやったと。丸亀市は今年1名の採用ができた。そんな状況が県内近隣の市町であります。

まんのう町も障害者の方の活躍を求めるために、活躍できる職務環境となる。それはもちろん待遇改善がないとできないというふうに、収入がないと生活できないと私は思っていますので、その辺の別枠、障害者枠での採用試験を行う考えがあるのかないのか、また、まんのう町の障害者雇用率、今は2.6だったかな。それが今後、法定雇用率は上がっていくと、法律で上がっていくというのを聞いておりますので、町としてのお考えをお示しください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの障害者枠での職員採用についての御質問にお答えいたします。

最初に、障害者雇用についてお答えいたします。

まず、障害者雇用率につきましては、本町においても「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を労働基準局に報告しているところでございます。

これに基づき、本町の近年における障害者雇用率に関して申し上げますと、法定雇用率2.6%に対し、令和3年度が2.4%、令和4年度が2.11%となっており、両年度において下回っている状況でございます。

原因といたしましては、母体数である職員数の増加に障害者雇用が追いついていないのが現状でありましたが、令和5年度に、新たに会計年度任用職員において障害者を1名雇用し、法定雇用者数につきましては満たされる状況となっております。

なお、会計年度任用職員については、積極的に障害者雇用を行うよう各部署において共通認識しているところでございます。

また、障害者の任用区分につきましては、障害者数全体において、正規職員、会計年度任用職員ともに半数ずつ在籍しております。

次に、以前から御指摘でありました障害者枠での正規職員募集につきましては、丸亀市、坂出市、琴平町や多度津町など近隣市町において、別枠募集をしている状況は存じ上げておりますが、当町は障害者別枠募集を行ったことがありません。また、現在のところ、来年度採用職員につきましても、正規職員採用予定人数も大卒一般行政職大卒区分2名程度、保育教諭2名程度としております。

今後につきましては、定年延長の関係により、職員の増加が見込まれており、その中で、本庁につきましても継続的に職員採用を行っていくように計画を検討しているところでございます。障害者枠に関しても、総合的な採用計画の中で、先ほども申し上げましたが、近隣市町の状況を踏まえ、障害者雇用に対する支援、環境整備とともに、障害者枠での募集を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 前向きに検討するということではありますが、先ほど私、近隣の市町の状況を紹介いたしました。やっぱりそれぞれの市の町で、できることを努力をしている、できる範囲で努力をしているということだと思っています。ぜひ来年の、今年できれば秋でも、まだ今から高卒初任の方は今から募集をかけるんだろうと思います、公表するんだと思いますから、ぜひ検討いただきたいと思っています。

続いて、民間事業者、企業への支援についてお伺いをいたします。

法定雇用率は民間企業にもありますが、民間企業の場合、法律を達成しなければ罰金を支払うという企業もまだあるというふうにお聞きをします。それぞれの企業の置かれた状況に違いがあるとは思いますが、現在の障害福祉計画の中で、町の物品調達において、障害者雇用企業の指名・選定の機会を増やしたり、町の発注工事における競争入札参加資格において、入札参加者の企業の障害者雇用の状況を考慮したり、加点をするということなどにより、町内企業の障害者雇用を促進するということが書かれています。計画の中に載っています。

計画の実施状況、現状、そして今後の方針について説明をお願いします。

そして、町が障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年定めて公表されています。町が発注をする内容について、実績も公表されています。その実績を増やすためにどのような取組をされ、課題についてどのようにお考えか、お示しをください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問についてお答えいたします。

まず、町の物品調達についてでございますが、平成25年4月から制定された障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設などから優先的に購入した実績を町ホームページで公開しております。現在、令和3年度実績を掲載しておりますが、物品・役務合わせて109万6,986円でございます。

今後も、法律に基づいて、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、物品やサービスを調達する際には、優先的・積極的に購入することを推進してまいります。

次に、建設工事入札参加資格の審査におきましては、町独自の発注者別評価点を、障害者雇用促進等に関する法律第43号に係る雇用義務のない建設業者で障害者を雇用している場合、加点しており、業者の障害者雇用を促進する取組を実施しておりますので、御理

解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。町の調達計画実績、発注実績、もう少し努力をいただきたいというふうに思いますし、その発注先、こんなことがここへ発注できるよという情報を、福祉保健課のほうが窓口になっているようでありますが、各課のほうに十分周知をいただいて、各課が発注しやすい環境をつくっていただくよう併せてお願いをしておきます。

続いて、全ての人に優しい施設ということで、お尋ねをいたします。

障害者、高齢者、妊産婦など、移動に配慮が必要な方のために、思いやり駐車場制度があります。が、しかし、その駐車場に該当しないと思われる方の駐車も見られており困っているという声もお聞きをしています。優先駐車場ではなく専用駐車場と思うような表示ができないのかどうか。

今、私のタブレットの中に、私の一般質問の中に町内の公共施設、それから民間施設も含めて載せておりますので、御一読いただけたらと思っています。

例えば肢体不自由、車椅子で乗り降りする方は、ドアを全開しないと車椅子に乗れません。ですからスペースが広く必要になります。したがって、ほかの駐車スペースに置いたらええがということにはならないんです。

もう少し周知・啓発をお願いしたいと同時に、バリアフリーの先進国アメリカでは罰金制度もあるというようなこともお聞きをしています。民間スーパーの写真も今、掲載しておりますが、民間の業者の中でもそういうふうに啓発をするところを、頑張っているところを応援してあげる、費用も助成する制度であったり頑張っている業者・会社をホームページか広報か何か、応援し紹介をしてあげるといったようなこともできないでしょうか。実行効果が上がるような、例えば駐車場の問題、制度がうまくいくよう、現状よりも進む方法はないでしょうか、お示しをください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの思いやり駐車場関連についての再質問にお答えいたします。

まず、思いやり駐車場につきましては、昨年、本庁舎も屋根つきの駐車場が完成し、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けがをしている方など優先的に利用していただいております。支所や公民館においても、同じように利用していただいているところであります。

しかしながら、常包議員御指摘のように、当町のみならず、全国的に思いやり駐車場に該当しない方が駐車している場合も見受けられる現状であります。

これを解決するために、香川県では「かがわ思いやり駐車場制度」と命名して、障害者等駐車区画の利用対象者を限定し、あらかじめ利用証を交付することで、利用証のない方の駐車を防ぐ制度「パーキング・パーミット」を行っております。

この制度は、全国の地方公共団体が行っておりますが、香川県においても、この制度を

さらに周知・啓発することで、県下全域の市町でも、この利用者証が多くの方に適正に利用されることにより、該当しない方の駐車が防げると同時に、本来、利用すべき方が使いやすくなると考えております。

また、民間事業者への周知・啓発、事業者の取組の紹介、助成などにつきましては、香川県健康福祉総務課と協議しながら、町としてできることから前向きに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。県と協議しながらということではありますが、町として、町の広報やそういうのを載せるのは町としてできることだろうと思うんですね。そういうことも含めて検討を進める、前向きにするとはそういうことだろうと思うんで、よろしくお願いいたします。

続いて、高齢者の男性も尿漏れパッドなどを使用する方が増えてきています。また、病気によるオストメイト装着者の方も増えてきています。紙おむつを使用する方も増えてきています。町役場や公民館などの公共施設の男女のトイレに大きめのサンタリーボックス、汚物入れを設置することはできないでしょうか。できれば直接、蓋を手でさわるのではなく、足で上がるような自動開閉式のボックスの設置をお願いしたいと思っています。

病気や障害、事故、または先天的なもので障害を持っている方、ハンディキャップを持っている方、当該者にしか分からない思い、気持ち、気づかないところが健常者にはまだまだあるかと思うんですけれど、当事者の方が困っている実態、気持ちに寄り添った対応、優しい施設づくりということで、トイレの問題なんですけれど、それも写真に本庁とかをタブレットに何点か載せていますので見ていただいて、どんなでしょうか。そんなに費用はかからないと思うんですが、お考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

町役場や公民館などの公共施設の男女トイレに大きめのサンタリーボックスを設置することについては、本庁におきましては、一昨年より男性用トイレにコーナーポットを設置しており、女性トイレには、試行的に自動開閉式のサンタリーボックスを設置しましたが、大きくて場所を取るなどの問題が発生し、現在では通常のコーナーポットに戻しております。

こういった状況を踏まえながら、総務課、福祉保険課、生涯学習課で連携・協議し、こういった形で配慮すればよいか、大きさはどの程度がよいのかなど、困っておられる方々の気持ちに寄り添った対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。男性のところにも小さいのはあります。もう少し大きいのを置いてほしいと。本庁であれば1階のトイレの奥におむつ替えシートが

ありますけど、その横のところに大きめのがあります。とか、バリアフリートイレがありますが、そこにも大きいのがあります。男女のそれぞれのトイレの中に設置をまずしていただきたいなど。公民館はやっぱりお年寄りの方がたくさん来られることがあると思うんです。

そんなに費用はかからないと思うんですよ。どうですか、併せてちょっとお金の問題がやっぱり絡むかと思うんですね。だけどそんなに費用はかからない、額はかからないと思うんですが、町長どんなでしょうか。費用がないからということなんでしょうか。もう少しできないでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

費用的な問題といいますよりは、一昨年、試行的に自動開閉式のサニタリーボックスを実際に設置してみたんですが、大きくて、限られたスペースでありますので、そこにそれを置くと大きくて場所を取るなどの問題が発生して、取りやめして、今はコーナーポットにしておるということでございますので、その点についても十分、今後協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。今の公共施設それぞれの、役場も公民館も含めて、建てたときには想定しなかったと言ったら失礼だけど、気がつかなかった部分だろうと思います。ただ現状、利用者の状況が変わってくるなり、社会の状況が変わってくる中で、それが必要になってきた。後付けということで、なかなかうまくいかない部分はあるかとは思いますが、それぞれの利用者の声を、町民の方の声を聞いていただいて、補正予算も含めて、やはり予備費があると思っておりますから、こういう問題は早急にすぐ動いてもらえるのが、私は優しい対応かなというふうに思いますので、よろしく願いします。

本庁のおむつ替えシートのところも、あそこも後から造ったというところで、ちょっと暗いところであって、場所的な問題も感じたりはしていますけれど、町民の方が安心して役場に来られるような体制を整備するというのが、役割が求められていることだと思っておりますので、その辺よろしく願いをいたします。

今日は障害者福祉、障害者の自立支援ということに絞って何点かお聞かせをいただきました。それぞれが、一人一人が自分らしく生活をできる、そういう町を目指して、御支援のほう、今後ともよろしく願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、一般質問の途中ですが、休憩を取ります。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 皆さん、おはようございます。1番、真鍋泰二郎でございます。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

本日の質問は、自転車のヘルメット着用努力義務化についてです。御回答のほう、お願いいたします。

なお今、町内、警報が出ておりますので、住民の皆様には十分御注意をいただくとともに、災害等が起こらないことを心より祈るばかりでございます。

今回、タブレットのほうに資料を上げておりますので、一般質問、令和5年6月定例会の私のところのフォルダを開けてください。執行部のほうからも2点ほど資料提供がございまして、あと数点、私のほうからも出しております。質問の中で適宜、皆さん見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

警察庁の調べによりますと、平成30年から令和4年までの5年間に発生した自転車事故のうち、約6割の方が頭部損傷が致命傷となり、お亡くなりになっております。また、同じく平成30年から令和4年の5年間の自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率は、着用時と比べ、非着用時のほうが約2.1倍高くなっております。

今お話ししたようなこと、資料のほう、県の着用啓発チラシのほうにも載っておりますので。最近、県の広報と一緒にこちらの資料が配布されておりました。その裏面のほうに入っておりますので、また御参照ください。

そして、香川県では令和2年から4年の間に、自転車事故で27の方がお亡くなりになっております。全員がヘルメット非着用であり、そのうち9人は着用していれば助かっていた可能性があると言われております。これらのことから、自転車に関係する事故においては、頭部を車や路面で強打することが致命傷となり、ヘルメット着用により頭部を守ることがいかに大切であるかが分かります。

そのような中、道路交通法の改正により、本年4月1日から、年齢を問わず全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務となりました。改正道路交通法の施行と前後して、全国的に様々な啓発活動が行われており、我が町においても同様であるかと存じます。

まんのう町としてどのような啓発をこれまで行ってきたのか、また、警察や交通安全協会などの団体との連携はどのようなになっているのか、まずお伺いをいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの自転車のヘルメット着用努力義務化について、一つ目の御質問の本町としてどのような啓発を行ったのか、また、県警や交通安全協会との連携は

どのようなになっているのかについて、お答えいたします。

まず、令和4年中の県内の交通事故情勢は、人身事故の発生件数が3,144件（前年比マイナス143件）、死者が35人（前年比マイナス2人）、負傷者が3,730人（前年比227人減）と、いずれも減少したものの、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト4位であり、依然として厳しい状況となりました。

また、町内における交通事故は、人身事故発生件数55件（前年度よりプラス8件）、死者数5人（前年度よりプラス4人）、負傷者数61人（前年度プラス4人）であります。こちらはいずれも増加しております。

このうち、県内の自転車の交通事故は、633件（前年比マイナス23）、死者数が5人（前年比マイナス4）、負傷者数が604人（前年比マイナス28）となっております。町内では、自転車と車との衝突により、1人の方が亡くなっておられます。

御質問にありましており、道路交通法の改正により、本年4月より、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となりました。本町では、広報誌やホームページを通じての周知や庁舎にてデジタルサイネージでの放映や啓発用のチラシを本庁舎、支所、公民館などに設置しております。

また、4月20日の夕方には、四条交差点で行われた交通安全母の会によるキャンペーンにおいて、ドライバーに対し安全運転を呼びかけるとともに、ヘルメット着用啓発チラシを配布しております。

今後も引き続き、琴平警察や琴平交通安全協会等、各種団体と連携しながら、住民への周知・啓発を推進してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 様々な啓発活動を行っていただいているということで、非常によろしいのではないかなと思います。また、この啓発活動というのは一朝一夕にできるものではありませんので、今後引き続き啓発活動、各種団体との連携を取りながら行っていただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

小学4年生から本町では自転車教室が始まり、自転車の正しい乗り方の指導が行われた上で、いよいよ小学生は自転車デビューとなります。また、町内の中学生の多くが自転車通学をしております。子供たちにとって自転車は、通学だけでなく、日常生活における移動手段であります。我が町の自転車ユーザーの大半が小中学生と言えるのではないのでしょうか。そのような子供たち、事故に遭う可能性も高くなってしまいます。

昨年6月定例会において、私は、自転車保険の加入義務化について一般質問をさせていただきましたが、その際に町長より、平成29年から令和3年の5年間に町内で自転車に関係する事故が19件発生し、その当事者の6割が子供と高齢者である旨の答弁もありました。以上のことから、子供たちへのヘルメット着用の啓発・指導の徹底がとても大切であると私は考えます。

我が町の子供たち、特に中学生は、私の見る限り、全員が正しくヘルメットを着用しております。学校での啓発・指導が既に行き届いているあかしであると思います。また、いつもすれ違う中学生、必ず挨拶をしてくれます。非常に気持ちのいいものでございます。もう本当にそういった礼儀作法、そういったものも含めて学校の指導が行き届いているんだなと思っております。

そこでお伺いいたします。小中学校において、児童生徒に対するどのような啓発・指導が行われているのか、御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の小中学校における子供たちへの啓発・指導の内容を問うとの質問にお答えいたします。

小中学校における子供たちへの啓発・指導につきましては、全ての小学校において4年生を対象に自転車安全教室を行っております。また、中学校入学前の6年生に対しても教室を実施しているケースもございます。また、常時指導といたしまして、集団下校時や全校集会等で交通安全指導を行っております。またその他、学校だより等で家庭への周知徹底を図っておるところでございます。

満濃中学校につきましては、4月に保護者に努力義務化されたことの周知を行い、生徒に対しましては全校集会での交通安全指導を実施いたしました。また、毎月2回教員が校区内で立哨を行い、テスト期間中には青色防犯パトロールカーで巡回パトロールを行い、ヘルメット着用を含めた交通ルール遵守等、自己の身を守る意識の醸成を図っておるところでございますので御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 学校のほうでも様々な啓発活動、全校集会での周知、また保護者への周知、また先生方による立哨や巡回、こういうのが行われているということで安心をいたしました。

先般、四条小学校だよりを頂きまして、そちらのほうにも自転車ヘルメット、通学時の黄色帽子着用についてということで、保護者に向けての啓発がされております。今後とも機会があるごとに御指導、啓発のほうをお願いしたらと思います。

自転車事故を防ぐには、ヘルメットをただかぶっておっただけというわけではございません。執行部のほうより出していただいた資料、私のほうで用意した資料の中にも、どの資料にも書いております。自転車安全利用5則というのがございます。まず、車道が原則、左上側を通行。歩道は例外。歩行者を優先。2点目が、交差点では信号と一時停止を守って安全確認。3番、夜間はライトを点灯。4番、飲酒運転は禁止。そして5則の5番目、ヘルメットを着用。

これには罰則のあるもの、また、ヘルメットに関しては努力義務ですので罰則はございませんが、罰則があるものもございます。自転車事故を防ぐには、この資料にもありますようにヘルメット着用を含む自転車安全利用5則の遵守が不可欠であり、今後のさらなる

啓発活動を求めるところであります。

最近、右側を走っていた自転車が警察に呼び止められているのを一度目撃いたしました。警察のほうでも自転車のルール遵守というのを今、中心にやっておるようでございますので、皆さんこれをまた守ってやっていこうかなと思っております。

次に移りますが、中学生のヘルメットの話ですので、今日ちょっと持ってきました。これ、このヘルメットです。私が中学生の頃とは違い、現在は小学校4年生になり、自転車教室が行われるときに、このヘルメットを支給というか配布していると伺いました。実際の仕組みは学校のほうでこれを購入して、それに対して町のほうから補助金を出すという形であります。そして、基本的には、中学校卒業時までこのヘルメットを使用するというので、サイズの変更などがあれば新調することも可能ということで、その際には一部補助が出るように伺っております。間違いがありましたら後ほど御指摘いただければと存じます。

さて、今回持ってきましたこのヘルメットです。非常に懐かしいものでございまして、私が満濃中学校に入学した平成8年、今から約27年前と同じようなデザインで、ほぼほぼ変わりがございません。もう全く一緒と言っても過言ではありません。そのときの3年生もこれをかぶってました。その前の方もかぶってらっしゃったんで、かれこれ30年近くデザインが変わっていないこのヘルメット、非常に重さもありまして、中も発泡スチロールが入っておりますので、非常につくりはしっかりしております。

しかし、ここからは、あくまで個人の感想ですので、ちょっとあしからず、御了承いただけたらと思うんですけど、まず重いです。夏になるとこれ、暑いです、蒸れます。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、ダサいという、重い、暑い、ダサい、この3点だと思います。ダサいと言ったのは、ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、思春期を迎える髪の毛1センチにも気を遣うような中学生・高校生とか、そういう若い世代に好まれるデザインではないのではと思います。中学生の頃、かく言う私もそのように感じながらヘルメットをかぶっておりました。さて、今の子供たちはどうでしょうか。

最近、近隣の市町の中学生のヘルメットに変化が見られます。お隣の琴平町では、今年度よりデザインを変更し、中学生全学年に配布をしたそうです。これには町長の意向があったと伺っております。また、善通寺市では、デザインが不評であり、なかなかヘルメットをかぶってもらえない状況の中、やはり、まずはヘルメットをかぶって命を守るために、かぶってもらえるようなもの、そして通学以外のふだんも使えるようなものをということで、学校側、校長先生を中心に検討し、東中のほうで、まず新しいデザインに変更したそうです。

先ほどお示したような交通事故のデータからも、ヘルメット着用による効果は顕著であります。子供たちが通学に限らず、普段から進んでかぶってくれるようなヘルメットの変更は、子供たちの安全のためには必要不可欠です。

これまで、私の所属しております総務常任委員会において同様の質疑・要望をしてまい

りましたが、ヘルメットのデザインに関しては学校が決めているとのことでしたので、教育長、学校教育課長のおられる本日、本会議一般質問にて、いま一度お伺いをいたします。

ヘルメットのデザインの変更はできないでしょうか。また、デザイン変更に向けて、子供たちや保護者の方に向けてアンケートを実施してはいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の小学校4年生に対してヘルメットを配布しているが、デザインを変更できないか。また、デザイン変更に向けて、中学生と保護者にアンケートを実施してはどうかとの御質問にお答えいたします。

ヘルメットのデザイン変更と生徒・保護者へのアンケート実施についてでございますが、現在の小学校4年生から中学校3年生までの対象者は950名程度と思われ、そのうちの大多数が現在ヘルメットを所有しております。

デザインの変更については、小学校、中学校それぞれで検討することとなりますが、現在のところ生徒会であるとか保護者からは検討事項としては提起されておられません。

しかしながら、この先、生徒や保護者からの要望が強いようであれば検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ただいま教育長より御答弁をいただきましたが、本当におっしゃるとおりで、まずはやはり生徒や保護者のほうから声が上がってしかるべきであるかと思えます。ここで私が一人の一存で、個人的な感想で、ヘルメットのデザインを変更できないでしょうかというのが今の現状でございます。

こういうアンケート、何かの機会に実施していただいて、児童生徒によるデザイン変更の議論、こういうのが行われたらよいのではと思います。昨今、校則の変更など、児童生徒が自ら考え変更に向かって議論するようになってきております。子供たちが自分たちに関わる問題を積極的に議論することは大切です。ここでの議論を踏まえて、この先は子供たちに委ねてみるのも一考であるかと思えます。

それでは、次のほうに移ります。その前に、またもう一個ヘルメットを持ってきました。これは私が普段使っておるヘルメットでございます。持ってみたら重さが全然違いますので、最近はこういうスポーティーなタイプがはやりなのかなとも思っております。一応これも安全基準のマークがついておりますので、一応使えるということで、町民の皆様いろんなタイプが、パンフレットのほうにも、県のほうがつけておる資料の中にも、スポーティータイプ、カジュアル、帽子型などありますので、今なかなか品薄でヘルメットが手に入らない状況にありますが、町民の皆様もこういうのを使っただけいたらと思っております。

時間のほうがありますので、次のほうに移ります。

ヘルメット着用の努力義務化に伴い、4月と5月に着用率の調査が行われましたが、高

校生の着用率が全体平均を下回り、高校生の着用率が低いことが課題となっております。町内外で見かける自転車通学の高校生を見ても、ほとんどの高校生が着用しておりません。中学生以上に見た目や髪型が気になる年頃ですから、ヘルメットの着用率が低いのも致し方ないのかなと思います。

しかし、高校生になると行動範囲が広がり、交通量の多い場所へも自転車で移動する機会が多くなります。中学生以上に危険にさらされる可能性が高くなるのです。どうか、高校生にも命を守るためにヘルメットを着用していただきたいのです。

そこで御提案です。こちらのヘルメット、このSマークの下に、購入より3年間製品安全の何か保険がついておるようでございます。大体聞くところによるとこういったヘルメット、物によったら5年、おおむね3年の耐用年数であると伺っております。中学校のときにこれを使っていた、また小学校のときから使っていたとなると耐用年数的にもちょっと古くなってくるのではないかなと思います。

そこで、高校生の着用率を上げるため、これは着用率が上がれば比例して安全面も比例して上がるということなんですけども、中学校卒業時に、このヘルメットを、卒業記念品ではないですけども、贈呈してはいかがかなということ御提案でございます。もちろんデザインは若い年代が好むもので、何種類かから選択できるようであれば、なおいいかと思えます。御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員のヘルメットの耐用年数は3年とのこと、また高校生の着用率を上げるために中学校卒業時にヘルメットを贈呈してはどうかとの御質問にお答えいたします。

中学校の卒業時にヘルメットを贈呈してはどうかについてでございますが、中学校卒業後の進路は多岐にわたっており、ヘルメットの必要な人数も不明なところではあります。またデザインについても強制力のない環境の場合は、個人の好みを優先したものを使用する傾向になるのではないかというふうに思われます。

また、近県では、高校生にヘルメットをかぶるよう義務づけていたり校則で決めているようなところもあります。今後、県内でも高校によって、指定したヘルメットを義務化するようなところも出てくることもあります。

そういったことを考えて、現在のところ、中学校卒業時に全員にヘルメットを贈呈することは、現在のところは考えておりません。

しかしながら、交通安全意識の啓発とか指導については重要な事案でありますから、警察、交通安全担当部署と連携し、違った角度からしっかりとアプローチを検討してまいりたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 教育長の御答弁、おっしゃるとおりで進学先も違いますし、使うか使わないか、また強制力のない努力義務の段階ですので、そこまで高校生にそれを進呈

するとか、そういうのはまた一つの提案ですので、お心にお留めいただいて、今後の動向を注視しながら、もしするようであれば、そちらのほうにかじを切っていただけたらと思います。

先ほど教育長のお話にもありました高校生にヘルメット進呈というのは、愛媛県ですね、近いところでは。愛媛県では高校生の自転車による死亡事故等もありまして、そういったこともあり、県全体でこういう問題に取り組んでいくんだということで、県立高校の生徒に無償でヘルメットを提供、また条例や校則等でこのヘルメットの着用を義務化しておるということでございます。ですので今、愛媛県内では100%に近い着用率であると伺っております。それも採用されたヘルメットは実際の高校生の意見により選ばれたスポーツタイプのもので、従来品の半分ほどの軽さ、これも軽いです。通気性に優れ、インナーパッド、中のやつですね、パッドも洗濯は可能。軽い、おしゃれ、これならかぶりたいと生徒たちからも評判上々であったということでございます。県レベルで高校生のおしゃれと安全を両立させたということでお見事というところではないかなと思います。

また、タブレットのほうにも資料を上げさせてもらいましたが、愛知県のほう、こちらは県のほうから、3年前から補助事業をやっているようで、2ページ目に全市町村の一覧表があります。未実施の自治体というのは、お聞きしますとやっぱり山間部の自転車ではなかなか、自転車ユーザーが少ないような場所であったり、半島部分のところであって、それで未実施なんだというお話でございました。

そういった今、補助事業、自転車のヘルメット購入に対する補助事業、県内では小豆島町が今回取り組むということで、これも資料のほうをタブレットに上げさせていただいております。小豆島町に在住の住所を有する個人ということで、補助額は一律2,000円ということでございます。

まんのう町でも自治体の規模で言いますと同様のところかなと思って、できる、やれる事業なのではないかなと思います。通告にはないんですけど、そういったこともありまして再質問ということで、全ての世代の方がヘルメットを着用できるように、ヘルメット着用を目指し、我が町においても同様の補助事業を実施してはと思います。補助事業に対する執行部のお考えをお聞かせいただけたらと思います。ちょっと財政のことで急に質問ですので、もしお答えできるようだったらお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの再質問にお答えいたします。

町民の安心と安全を守るというのは、町の大きな使命でございますので、他の市町村の状況も鑑みながら十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ちょっと突発的な質問でしたけども、お答えいただきありがとうございます。

まだ県内ではあまりこういう事業は、小豆島町がまず最初なのかなとは思いますが、

時代はこれから、もうひょっとしたらヘルメットっていうのが着用が義務化という可能性もなきにしもあらず、今後、世の中の考え方が変わってきて、みんながヘルメットをつけるんだっていうことになったら、この補助事業もありきなのかなと私は考えますので、今後また近隣市町の動向、全国的な動向を見ながら御検討いただけたらと思います。

最後になるかと思うんですけども、浜田前香川県知事は、会合・行事の挨拶のたびに交通安全を訴えられておられました。当時の香川県の最高責任者として、交通安全に対する強い思いがあったものと拝察いたします。

そこで、この一般質問の結びに、ヘルメット着用を啓発・推進し、町民の安全を確保するために、まんのう町の最高責任者である栗田町長がどのようなお考えでおられるのかをお聞かせください。この場に、この議場に、全ての町民が集まっていると思って、お言葉をいただきたいと思います。お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの再質問にお答えいたします。

県内では、通勤・通学、買い物など、たくさんの方が日常的に自転車を利用いたします。一方で、自転車事故も多く発生しており、中でも10代の方が事故に遭うケースが全体の4割以上を占めています。また、事故に遭った方の8割以上がルール違反をしていたという調査結果もございます。事故の当事者にならないためにも、自転車運転のルールは必ず守っていただきたいと思います。

改めてになりますが、令和5年4月1日から全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっております。香川県警が4月に県内全ての市町でヘルメット着用状況を調べる一斉調査を行ったところ、通学で着用が定められている中学生を除いた着用率は11.3%という結果でございました。

一方、県外に目を向けますと、愛媛県のヘルメット着用率は全国トップのようです。これは、2014年に高校生の死亡事故が相次いだことで、2015年7月に全ての県立高校の校則で通学時の着用が義務づけられたことが背景にございます。昨年10月に警察が行った調査では、高校生の着用率は99.1%だったそうでございます。

自転車のヘルメットは、車のシートベルトやチャイルドシートと同じで、自分の身を守るアイテムです。ヘルメットをかぶる意味を一人一人が考え、自分の身を守っていただきたいと思います。

まずは、自分がヘルメットをかぶることで、周りの人、そして町全体に浸透していき、将来の世代の命を守ることもつながると思います。町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ただいま町長より力強いお言葉を頂戴いたしました。

この議場におられる議員の皆さん、また執行部の皆さん、そして、本日はこの雨の降る中、傍聴の方もおられます。どうか今の町長のお言葉を町内にお披露目いただきたい。私

もそうさせていただきます。そして、町内に、この交通安全に対する意識を浸透させていこうではありませんか。

啓発活動は町、行政だけがするものではありません。自転車というのは子供から高齢者まで幅広い世代が利用できる交通手段であります。ですので、この啓発活動、安全意識の高揚というのは町民みんなですべきことであるかと私は思います。そして、その先導するのが町長であり、町行政であります。これから町民一丸となって、交通安全に取り組んでまいりましょう。

最後の質問は、一般質問のやり方として正しくなかったかと存じますが、私の一般質問がヘルメット着用の啓発の一助になればと思い、このような質問をさせていただきました。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 今日とは相当雨が降っております。満濃池が降水時に、今まで最近満水したことがなかったんですが、今回はどうも6月15日に満水のゆる抜きになる可能性がございます。昨日の晩げにも50センチぐらいでしたから、恐らくこの雨で満水になるのではないかなと思っております。

逆にまた災害を一つ心配せないかんというような裏腹な面もございますけど、それは心配していくといたしまして、今日は私、農林業振興についてを質問させていただきます。

まず、まんのう町の森林が1万3,000ヘクタールほど、農地が2,000ヘクタールほど、若干ずれがございますが、そうしますと、いろんな最近の地球の温暖化、今日もこれからどの程度降るか分かりませんが、非常に予期せぬ事態が起きるような降雨量が続いております。これも自然災害だけではございません。人間が今まで自分の生活環境を中心にしてきた反動がこういう形になっておると、私はそういうような認識を持っておるわけであります。

そうしますと、まんのう町ね、これ、自然の森林が1万3,000ヘクタール、農地が2,000ヘクタール、これをちょっと分析してみますと、農地の2,000ヘクタール、これは最近、荒廃地等がございますから、有効な農地としては千四、五百かなと、もしくはそれを下回るかもわかりません。そうしますと、少なくとも満濃池の10倍は農地を活用しておるんです、今ね。満濃池が満水で128ヘクタールですから、1,280ヘクタールの農地があれば、満濃池の10倍は農地として活用いたしておるわけであります。

どう生かすか、収益性を上げながら非常に多面的な機能を持っておるわけありますから、今日のような雨のとき、もっと大きな集中豪雨のとき、農地が持つ、森林が持つ多面的機能をどう分析していくか。ここについてお聞きいたしてまいりたいと思います。

私は、まず農地と森林と分けて、農地の場合を先に行きますが、1,200ヘクタール、もしくはそれ以上あるかもわかりませんが、その農地をどう生かすのかが、今まんのう

町のこれからの浮沈にかかっておるのではないかなと、こう思っています。土地利用型でどんどん広範囲にやれる方、また、施設園芸を中心にやれる方、いろいろ部会ごとに分析・分類をせないかなのではないかなと思っております。しかし、一気に全てを解消するのもなかなか難しいかなと。

そこで、今日聞きたいのは土地利用型、要するに今、例えば水田で水稻を作って、もしくは水稻は今、面白くないからほかのものに変わってやろうとするような中で、当然今年、令和5年度産では、WCSも眼中に入っております。そういう中で、いろいろ仕分けした中で、千二、三百ヘクタールを一遍にやるわけでないわけですから、土地利用型でそういう方向に向けていくとすれば、今もう時間がございませんから、高齢化になっておるのは町長も御存じでしょうから、もうそういう分析はいたしません。やがて農業を辞めろかという方も今おいでるわけです。辞めておられる方、縮小しておられる方、しかし今やられておっても、この機械が使えなくなったら、もう辞めるぞというのが、一言でいう現状でないかなと、私はそういう分析をいたしております。

そこで、町が、やっぱり農機具は非常に占めるウエートが高うございます。何ぼ稼いでも農機具代の支払いに払ったらマイナスと。マイナスばかりではないんですけど、マイナスに等しい。労働賃金はないがというようなのが実態であろうかなと思う中で、この多面的機能を持つ農地を守っていくのは、じゃあどうすんのかと。これも町長、町が財団法人をつくって、町がもう機械を購入する。だからこういう、例えば土地利用型で行く場合には、こういう機械が要るんだから、これは財団法人としてこれを買うから、これを利用せえと、こういうお考え。また、少ない、少ない言うたら語弊がありますが、高齢者の方で、もう今、農機具がパンクしてしもて、もうめげたら離農しますよという方には、また別の機械をリースする。そういう発想が今まんのう町には、私は必要でないかと思うんですが、町長のお考え、いかがでしょう。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、満濃池についてでございますが、今回の雨で満濃池土地改良区のほうから連絡がありまして、放流を開始するというような連絡がございました。

川原議員さんの農地の利用活用については、これは全て自給率の向上につながってくるものと思われま。

まず、食料自給率とは、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示すものであり、その目標につきましては、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき、国内の農業生産や食料消費に関する指針として、国の基本計画であると定められているのでございます。

現在、この基本法が制定されてから20年以上経過しており、国においては、昨今の世界的な異常気象や国際情勢などに起因した他国の大規模な穀倉地帯が壊滅的になっていることなどから、国内の食料安全保障を強化するための基本法の改正に向けた中間取りまと

め案が令和5年5月19日に農林水産省から政府に提示され、2024年の通常国会に改正案の提出を目指しているようでございます。

まんのう町におきましても、食料の安定供給は喫緊の課題であると考えております。香川県産の農畜産物の生産拡大や消費拡大に並行して取り組んでまいりたいと考えております。生産基盤の拡充と消費の拡大を車の両輪として、全体の自給率の向上につなげるためにも、町内の優良な農地を守っていくことが重要な課題であると考えております。

こういった課題の解決には、土地改良事業などのハード整備と並行して、ソフト事業である農地の集積・集約を進めていくことや、多面的機能支払制度などを活用しての維持管理が、遊休農地の発生防止につながる効果がありますので、今後もこういった事業の支援を継続することが重要であると思っております。

さらに、まんのう町におきましても「農業に関する地域計画」を令和6年度末までに策定することで、適正かつ計画的に農地管理が行き届き、ひいては食料自給率の向上が図られるものと考えておるところであります。

また、先ほど川原議員さんから話がありました農業をやっていく上において、農機具の購入ということが今一番大きなネックになっておるといような話、そのとおりであろうかと思えます。しかしながら、そのリースとかいろいろな考え方もあります。今、建設業界のほうでは、建設機械のリース化というのは、かなり進んでおるところであります。農業機械に関しましては、大体地域的にはよりますが、使用する期間が限られた短期間になってしまうということもあります。また、なかなかその機械を使っていくという人のオペレーターの問題等もありまして、このまんのう町1町でそれを解決するのは非常に難しいと思えます。日本全国とは言いませんが、この共栄範囲といいますか、この地域の他市町とも広域行政的な中でも一緒に考えていく必要があるかとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいま自給率38%ぐらいですかね。これは、まんのう町には直接は当てはまらない。これは国が国策の計画を立てるために使う金であって、我々はまんのう町民であり、1,700余りの自治体が、全国の自治体がそれぞれ自治体の特色を生かしたやり方でいいんです。自給率38%というのは国が考えたらしいことです。国策にはそれを当てはめていきます。ここが問題なんです。やっぱり自治体独自の判断をしなければいけない。私はそう思ってます。

ですから、これ、先ほどと昨日も同僚の質問に対して町長が言われるのが、近隣のところを見て参考に、まあ参考にするのはいいんです。でもね、やっぱり首長たるものは、まんのう町の独自の特色を生かした判断が必要なんです。ここが私が聞きたいところ。

農地が2,000ヘクタールもないところで農業を考えたら、これは無理なんです。まんのう町には農地があり、森林はこれから言います、問いますが、そういう現状、立地条件がよそと違うんです。まんのう町の独自の判断をして、どうしても農業にこんだけ

の農地をおかしくするのは耕作放棄地にしたらいかんと。国策は国策で利用したらいいんです。これはいいと思う、じゃなきゃいけない。けども、私が聞きたいのは、このまんのう町が今現在持つとる農地がよそへ行くわけじゃない、まんのう町にあるんですから。これを踏まえた判断、判断を聞きたいんです。

そうしますと、やっぱり一気に全てをいくというわけにはいかんかもわからんけど、どっかから手をつけると。じっとしとって、じり貧になるのが一番いかん。何か手を打って、それは失敗することもあります、確かに。でも、それはまた努力して勉強したらいいんです。じっと考えよったんだけではないかん。そういうことを町長に十分お聞きいただきたいなと思って私、質問させていただいておるんです。

ですから、農地に対して、まんのう町の農業、農業に対して一番、負荷がかかっておるのが農機具なんです。農機具を何とか考えていこうと、今どういう結果というのは私は聞きません。これは研究せないかん。時間が相当要ると思います。ですから、そういう姿勢が、まんのう町独自の姿勢が必要なんです。これを町長にお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今まんのう町で取り組んでおりますのは、WCS飼料用の稲の耕作を、県下では先駆けて取り組もうと今しておるところでございます。そのような中でも、その農業機具をどうするかという問題、今、大きな問題になっておりますので、まんのう町独自にそういった機械を購入するとかいうことも今、考えておりますので、その辺のことについては、担当課長より詳しく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの川原議員の質問に、農林課からお答えしたいと思います。

令和5年度のWCS用稲の作付の面積につきましては、当初、令和5年度の目標は20ヘクタールを目標としておりましたが、募集をかけましたところ56ヘクタールの申出がありました。ただし、逆算いたしまして、やはり刈取りの機械はどうしても専用のトラクターを使うということになりますので、どうしても日程的に無理が生じるということが分かりまして、その後、生産調整を踏まえまして、約40ヘクタールまで調整させていただきました。

それで、機械の導入についてなんですけども、まず、令和5年度に購入予定のコントラクターでございますが、まんのう町の畜産クラスター協議会というのがございます。そちらの協議会でクラスター計画を変更いたしまして、WCSに取り組むということで、オペレーターをしていただく方、法人の方をそのメンバーに加えて、そちらが取組主体として購入されるということにしております。

採択は、非常にスケジュール的に厳しいものがございまして、この6月の来週には、香川県の畜産課のヒアリングを受けまして、中央畜産会からの認可を受けて、それから採択

の申請という形になりますので、非常にタイトなスケジュールでございますが、何とか令和5年度内には刈取りの機具を整えられるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今のWCSの機械については流れは大体、私、分かりました。ですが、これ将来、町長にお考えいただきたいのは、WCSはうまくいってもらわないかん。うまくいって農家の方が利益を出していただく。農業に夢を持つ農業をやっていくとするならば、私もう何年も何十遍も言うた圃場整備ですね、圃場整備が自動的にできるようになるんですよ。これ、機械が大きなんですから、進入路が、圃場が大きくなかったらこの機械は入らない。この現状維持のままではいけない。

ですから、こういうWCSはやって、コンバインを入れることによって、それがうまくいく、うまくいかないかん。いかさないかんのです。そうなってくると農家の方も、自動的にこれは圃場整備をしなきゃいけないという機運が高まってくる。どっかが一方的に押しまくったってなかなかいかん。けども、こっちからいったら案外いけるかもわからない。それが今のまんのうの現実なんですよ。

ですから、何が何でもこのWCS、今は畜産農家のクラスター事業で、ということですから、それはそれとして、けどもこれ1台、首尾よく40ヘクタールが、100になり200になりするような時代が来れば、当然来ないかんのですが、そうなってくると機械は当然何台、複数要るわけですからね。基本的には町長が、まんのうの農業をどう引っ張っていかっていうところにかかってくるわけです。これを一つお願いしといて、もう今の機械は大型の、WCSは置きます。

今度は、私これ言いたくなかったんやけども、昨日、今日の答弁の中で、隣接町とかいろんなところを見ながらというのは、私はあまり真意じゃない。私は自治体独自の特色を生かしたやり方っていうのが私の基本理念ですから、そう考えておるわけですが、農業用リースというのは、逆に言うたら、高齢者の方が、もう農機具が使い物にならんから、もう離農しますよと言うたら、その農地を誰かが受けないかん。その間、やっぱりつなぎっていうのもまた必要なと。

つなぎ、これはもう最終的には意欲のある若い人に大きく広く広大な面積を持ってやってもらわないかんのですが、しかし一気にそこいけったって、なかなかいかんから、やっぱり大勢の人で農地を守っていくっていうのが、途中でワンステップ要るんですよ。

ですから、それは町長、お考えいただきたいと思うんですが、この点についてはどうですか。あんまり今やりますとは、言うても言わんでもええんやけど、その考え方はどうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今から農業をやっていく上において、やはり機械をどのように使っていくかというのが一番大きなネックになってくるかなというふうに思います。

先般の新聞報道によりますと、綾川町では綾川南部農業振興公社をつくって、これは町長さんが社長になっておられるようでございますが、トラクターなど2台を有料で貸し出す。農地保全などにつなげるように、香川県で初めての、自治体が取り組むのは香川県で初めてだというような記事が出ておりました。

よく見てみますと、この機械の貸出しで離農を防ぎ、遊休農地の解消などに努めようと今回の事業に乗り出したというふうに書いております。農業用機械は高額なものが多く、機具の破損が離農の原因になる可能性もあるし、新しい機械をなかなか買うことは難しいということで、貸出しを始めたということでございます。

ただ、貸し出すのは、1人乗り用の小型トラクター24馬力1台と、手押し型の管理6馬力各1台ということでございます。料金は1日当たりトラクター5,500円、管理農機2,200円で、期間はいずれも1回につき原則3日以内、燃料は利用者が負担するというになっており、町民か町内に農地を持つ方が事業の対象ということで新聞等載っております。

一つ問題にありますのは、この小型トラクター、この運搬をどのようにするのか、またオペレーターはどのようにするのかというのが一つの問題であらうかなというふうに思いますし、管理型の小さいトラクターですかね、これはそれぞれ家庭用菜園をしておられる方も持っておられるのかなと思いますので、これが、まず綾川町が最初にやってみるということでございますので、まずは今年1年間、どういう利用状況になるかというのを十分注視して、それがうまくいくようであれば、まんのう町でもそれを広めていくというような考えは考えておるところでございます。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、前向きな話をさせていただいておりますので、ただやっぱり、例えば振興公社、振興公社の特産品やいろんなものが絡んでくるんですよ。絡まसानんだらいかん。ただ、今それはもう一つずつ、別々ずつというわけにいかない。いろんなものに絡ませてきたら有効にできる。機械の1台やトラクターの1台や2台ではいかんけども、それはそれで研究してください。

しかし、そういう姿勢、まず町長の姿勢、それを補佐する副町長、きっと一緒に考えてくださいよ。これやっぱり単独で農地だけを守るっていう、基本的に答えは農地を守ることなんです、その例えばトラクターのリースに、テラーのリース、それで、これは特産品に絡ませて、今後のいろんな研究課題の中で、議論の中で、とにかく出荷してくださいよとか、出荷計画出したらどんな意見やとか、いろんな方法があるわけですから、そのトラクター1台がええか50台がええかは、私はちょっと今は言いませんが、そういう農地を有効利用して、農家の方の生きがいを感じながら、特産品と混ぜ合わせたやり方、片一方は土地利用型でどんどん大きく、こういうやり方を、今日のところは町長のまんのう

町独自の判断っていう、特色を生かした農業、農地に対する判断をお聞きしましたので、雨も降っておりますが、私ゆっくりできます。ありがとうございます。

それでは、ちょっと林業についてお聞きいたします。

林業も1万3,000ヘクタールですね、少々の数字は、ずれがございましたが、今これの持つ意味合いは、また農地と同じように多面的機能があるわけです。国土保全であり、水源涵養であり、CO₂の吸収源であり、これはもう本当に広い範囲での役目を森林が担っておるわけであります。

これ、考えてみますと、50年、私が知る範囲では80年ぐらいの木がぼつぼつはあるわけです。製品として有効な木材はあります。昨日も同僚議員がいろんな木材についての話もされました。

そこで私、気になっておるのは、町産材を使ってまんのう町に住居を構えてください。それに対しては町産材を使ってこれだけの助成をしますよと。非常に温かいやり方なんです。が、これ、考え方で、そういう方が何人かおいでたら、おいでる人を山へ連れて行く、現場へ。この木であんたとこの家を建てませんか。もしくは、もう今は手で引くわけにいきませんからチェーンソーです。チェーンソーもそこで一緒に使わせてはどうかなと。技術指導もまたプロがいて、行かないかんですが、行って教えるけれども、もし全てを切らなくても1本でも携わったら考え方が違うんですよ、人間って。これうちの、わしが切った木やとか。

今、森林に携わる従業員も、本当に農業と一緒におらないんですね。みんな、もう高いほうに向いては行かんね、低いほう向いてばかり人間の流れがそう向いとんですよ。高いほうを向いてはなかなか行かない。家を建てる、まんのうの町産材を使って建てたいという意向の人を集めて、現場へ連れてやったら、何か夢があるような気がするんですがね、これちょっとどうでしょう。

ちょっと昨日も森林組合の方としばらくこの論議をしたわけですけど、Aさんっていうのであれば、Aさんの木材ですよと、ぼんともう判を押すぐらい、とにかくこれを私が切った山やとどっかでつながりがあれば相当変わると思うんですが、こういう発想は、町長いかがでしょう。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、通告書にございました、林業と環境問題について、少し話をさせていただきます。

川原議員さんの御承知のとおり、2020年10月に政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。

農業分野に関連する環境問題として挙げられるものには、農業生産資材として使用した廃プラスチック製品の処理などがございます。近年、プラスチック資源循環の在り方には、国内外を問わず注目されておりますので、廃プラスチックの適正処理について、行政機関

や関係農業団体から個人経営の農家さんへの情報提供は不可欠であると考えておりますので、農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会などを通じて、適正な廃材処理に努めてまいりたいと考えております。

また、環境に配慮した営農類型につきましては、耕畜連携を軸とした有機農法を支援しながら、水田活用としてWCS用稲の普及に努めてまいります。

さらに、林業分野に関連する環境問題といたしましては、第一に森林整備によるCO₂の吸収・固定の働きがございます。森林は、木材としての蓄積を増やすことで炭素を長期的に貯蔵しますが、利用期を迎え、高齢級化した人工林については吸収量が減少傾向にあるため、本町におきましても、「切って、使って、植える」という循環利用の取組が重要になってきていると考えております。

そのため、適切な間伐の実施を中心に、伐採利用、伐採後の再生林を推進するとともに、そのための体制整備や担い手の確保等についても検討してまいります。

第二は、木材利用の拡大を通じて、CO₂排出削減に寄与することです。

木材は、建築資材などとして使用することにより、町の中で森林が吸収した炭素を長期的に貯蔵するとともに、製造時等のエネルギー消費が比較的少ない資材であり、エネルギー利用では化石燃料を代替することから、CO₂排出削減に寄与するものでございます。

そのため、建築物の木造化や暮らしの木質化を図ることが重要になってまいりますので、引き続き、町産材の利用による公共施設の木質化や町産材利用の住宅助成のほか、身近な暮らしの中で木に親しむ木育の推進に努めてまいりたいと思っております。

先週ですか、日曜日と火曜日ですか、まんのう町にあります西部森林組合、また仲南町森林組合の総会がございました。その中でも、川原議員さん御指摘のように、林業従事者が非常に少なくなってきた、人材不足が著しいというような話も聞きました。

また、川原議員さん御指摘のように、まんのう町では、町産材を利用した住宅の助成を行っております。ぜひ、その町産材を使って利用していただく住宅を建てる方に、木材、森林の山の仕事に対して体験をしていただいて、少しでも山のことを知っていただく。また山に親しんでいただければ、その町産材を利用してくれる人がもっと増えるんじゃないかなというような話もありました。その点につきましては、両森林組合とも十分話をして、木材伐採の体験ができるような方法も考えてまいりたいと思っております。

また、一つうれしいことは、隣の農業大学校に、林業コースが来年度から生徒を募集していくということでございます。その農業大学校の林業コースに入られて卒業された方が、まんのう町の森林組合とか就職されて、また林業に携わっていただける方が多く増えてくる可能性があると思いますので、その点は非常に県のほうも力を入れておりますので、ありがたいことだなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、今、町長の答弁の中で非常にいいこと、要するに若い方が現場へ行って体験してみる。これは私、非常に夢とロマンがあるような気がする。案外こう

やったら興味がない方が、一緒に行こうかなってというような格好になるかもわからん。これちょっと、ここら辺を十分研究していただきたいと思います。

そこで、私の体験をちょっと言わせていただければ、香川県は山が小さいわけでありませう。非常に浅いわけです。したがって、今、森林組合が主導でやっているのは、道をつけて、その付近の即、出せるとこだけしかやってないんですね。山は相当深い何キロも向こうに木材の立派なのがあってもそれを出せない。なぜかっていうと、やっぱり索道をする体験者がおらない。もし、どうぞこうぞ張れても、それを利用してやりよったら、危のうて具合が悪いと、これが現実なんです。要するに山の大きなところは、もうどんどん索道で出します。

それともう一つ、国有林を例に取ってみますと、ちょっと国有林は間伐したら全部出す。もう金が何ぼ割に合わんでも数字が欲しいんですよ、国有林は。でもまんのう町の森林組合とかそういうところは数字じゃないんです。やっぱりあんまり赤い数字を書くばかりは具合が悪い。それがあから難しいんですよ。最終的にはやっぱり従事する人の技術力がないわけですから。でも、それをほっといたら、山の奥のほうは道が入りませんから、ぐるりに道入れよったら山が崩壊してしまいますからね。やっぱり最後は索道、これはやっぱり森林組合の従事しておられる方もそれは言ってますからね。

そこでもう一つ、乾燥するのは今、強制ですね、木材を乾燥する。本当は、昔のやり方をちょっと、昔のとおりするんじゃないんです。昔は、家を建てるっていうたら近所の10人、15人、そこらの地区の方が全部出て行って、1年前に木を切って、枝をつけいたら乾くんです。枝をのけてすんだらもう乾きませんからね。それ何でかいうたら、そのときの理に合うんですよ。重機がないから木材を軽うせないかん。しかしそれが一番、理に合うとるんです、自然乾燥が。木がねじれるわけない。今のはもう機械があるからもう生ですぐ出す。無理に強制乾燥する。木がねじれまくる。こうなる。

やっぱり一番いいものを作るところは自然乾燥で山で伐倒して置いておいたら、何か月かすれば7割、8割乾く。これを出して、のこを入れる。ほんなら後の二、三割は乾かすけど、もう7割8割乾いてますから、おかしげなところは、もうそれから後にはならん。そういう昔のやり方の知恵はまねをするんじゃないけど参考にする必要がある。

ですから、ほんまにいい品、いいものを作るのは、山で切って置いといて、何か月か置いといて、乾いたときに、ある程度7割、8割乾いてから搬出する。それをのこにかける。これがもう一番製品のいいやつはそうなる。

ですから、そういうものを含めて、それは林業に携わってる人は皆それ、知ってますよ。知ってますけど、割に合わないから、国有林だったらやりますよ、国やったらやるかもわかりませんが、民間の業者はなかなか難しいところはそこにある。ですが、そういうのにヒントを得るっていうことは、非常にいいことかなと。

今度、町長が先ほど言う住宅建てる方が、希望者がおったら、何人か一緒に現場に行って体験をしてもらおうと、そういう気持ちを言うていただきましたので、私はまず、すぐく

前進かなと、こう思っておりますが、そういう今後の林業に対する考え方、まんのう町のですよ、当然まんのう町長ですからまんのう町の考え。県がこうや言うても、そんなん違うわ、まんのうにそれは合いませんよと言うたらいいわけですから、そこらの考え方をちよっとお聞きしておいてから、次の質問に入ります。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町はまんのう町に合った独自の林業施策をやるというようなことでございます。

ただ、今回のまんのう町産材を使用した住宅を建てた方の補助というのも当然、県産材ということになりますので、町からの補助が出る、また県の補助も出ていくということでございます。非常に利用しやすいということでもありますので、まんのう町でも昨日、発表しましたように、かなりの方がまんのう町産材を使っただいておるといようなことでございます。

それと同時に、そういった方たちの体験ツアーというんですか、そういったものは聞いておりますと、この農業体験をしたい方のツアーというのも、森林組合等でも、それから国のほうでもいろいろ考えてやっておるようには聞いております。

また、最近、新聞等を見ておりますと、林業女子と言いますか、女性の方で林業をぜひやりたいという方も少しずつ増えておるようでございますので、そういった、また先ほど申しましたように、榎井の農業大学校に林業コースができたということで、そういった人たちが今後大いに、このまんのう町でいろいろ活躍していただける、町としても全面的にバックアップしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 林業、農業、まんのう町独自の判断をして、町長が、これがまんのう町長のやり方だということをきちんと出していただくことを、期待どころじゃないんです。もう、そう思い込んで、私、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○白川正樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月13日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員